

審議結果速報

(令和6年10月10日)

陳情6年危機管理第43号

鳥取県議会

陳 情 審 議 結 果

令和6年9月定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-43 (R6.9.10)	危機管理	島根原発の「安全性、安定供給、経済性、環境適合（S+3E）」の現状と課題を県民に説明するまで、2号機再稼働の中止を中国電力に求める陳情	不採択 (R6.10.10)

▶陳情事項

原子力発電（以下、「原発」という。）をめぐる最新の知見や国際的な動向をふまえると、中国電力株式会社の島根原子力発電所は、「S+3E」に関し複合的な課題を抱えている。電力価格の高騰や運転停止リスク、複合災害リスクは、地域経済や県民の生活に多大な影響を与え、将来世代や移住を希望する人々へも、負の影響を及ぼしかねない。

地方自治体による危機管理の視点から、また、鳥取県の地域経済と消費者保護のために、島根原発の「S+3E」の現状と課題を中国電力株式会社が明らかにし、県民に説明するまで、島根原発2号機の稼働中止を中国電力株式会社に求めること。

▶所管委員長報告（R6.10.10本会議）会議録暫定版

中国電力は「S+3E」を同時達成する電源構成を目指しながら、脱炭素化と競争力強化に取り組んでおり、この中で、原子力については安全の確保を大前提に、供給安定性、経済性、環境保全の観点から重要な役割を担うベースロード電源に位置付け、一定の割合で原子力を活用している。このため、中国電力は、島根原発2号機の早期稼働・安定稼働及び再生可能エネルギーの導入に取り組み、エネルギーの安定供給を図るとともに、燃料調達コスト低減・安定調達、資機材・役務調達の効率化、生産性向上に取り組み、経営効率化を図っていること。

県としては、安全を第一義として、島根原発2号機の安全対策について、中国電力に対して意見を提出するとともに、国に対して必要な要望を行うこととしていること。

以上のことから、本件陳情について改めて措置を求めるまでもないという意見があり、「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

日本では「S + 3 E」＝「安全性 (Safety) を大前提として、安定供給 (Energy Security)、経済効率性 (Economic Efficiency)、環境適合 (Environment) を同時に実現する考え方」が、エネルギー政策の基本方針とされているが、「S + 3 E」すべてにおいて、原発の優位性が失われていることが、最新の知見から明らかになっている。

<経済効率性>

経済産業省の発電コスト検証WGでは、原発の発電コストは上昇する一方、太陽光や風力の発電コストは低下し、令和 12 年には太陽光発電が最も安い電源になると試算されている。

日本で原発の商業運転が始まって約 58 年たつが、原発事業者は、同省の原子力小委員会で「投資・コスト回収の予見性が低下、電源投資判断が困難」として、追加的な支援策を求めている。原発のコストはすでに託送料金にも上乘せされているが、さらに容量市場、長期脱炭素電源オークションといった新制度によって、原発事業者は追加収入を得て原発を維持・建設し、その追加コストを国民（税金）や需要家・消費者（電気代）が負担しているのが現状である。

<安定供給・安全性>

気候変動に関する科学的知見として、異常気象に対する原発の脆弱性が指摘されている。気温や海水温、海水面が上昇し、気象現象が激化することで、原発施設の損傷、熱波等による発電効率の低下、取水・排水障害など、出力低下や稼働停止せざるを得ない状況がフランスなどで生じている。原発は巨大な発電設備であり緊急停止による影響が大きいため、ブラックアウトのリスクに備え、バックアップ電源として火力発電を維持せざるを得ない。

<環境への適合>

使用済み核燃料再処理工場について、先月末、27 回目の稼働延長が発表されている。島根原発 1 号機の使用済み核燃料の輸送や適切な処理が滞っている。

輸送されない核燃料が各地に存在するなか、日本全体で地震リスクが高まっている。さらに近年、原発施設の軍事的占拠やエネルギーインフラの破壊なども実際に起きている。

令和 3 年ごろに中国電力が説明会等で提供した古い情報は、実態とかけ離れていることは明らかである。また、島根原発のコストや稼働期間の 20 年延長への変更やリスクについて丁寧に情報を提供することは、原発事業者の当然の責務と捉えられるが、これまで実施されておらず、県内の産業や消費者に与える影響は不透明なままである。

以上から、島根原発 2 号機が再稼働する前に、島根原発の必要性の根拠と説明されてきた「安全性、安定供給、経済性、環境適合 (S + 3 E)」の現状と課題を理解し、地方自治体や住民が主体的に向き合い、将来のリスクや稼働の妥当性を検証することは、地域自治や危機管理の点で、非常に重要と考える。

▶提出者

市民エネルギーとっとり

現状と県の取組状況

危機管理部（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 政府は令和5年2月に今後の原子力政策に係る「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定した。また、本年5月には、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指し「GX2040ビジョン」の策定作業が開始された。
- 2 政府では、「GX2040ビジョン」に整合する形で本年度のエネルギー基本計画の第7次改定に向けて、「S+3E」の考え方を大前提に議論を進めている。
※S+3E（エス・プラス・スリー・イー）：安全性（Safety）を大前提として、安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）を同時に実現する考え方。日本のエネルギー政策は「S+3E」の達成が重要と考えられている。
- 3 中国電力は「S+3E」を同時達成する電源構成を目指しながら、脱炭素化と競争力強化に取り組んでいる。この中で、原子力については安全の確保を大前提に、供給安定性、経済性、環境保全の観点から重要な役割を担うベースロード電源に位置付け、一定の割合で原子力を活用している。
このため、中国電力は、島根原発2号機の早期稼働・安定稼働及び再生可能エネルギーの導入に取り組み、エネルギーの安定供給を図るとともに、燃料調達コスト低減・安定調達、資機材・役務調達の効率化、生産性向上に取り組み、経営効率化を図っている。
- 4 中国電力は、島根原発1号機の使用済燃料を第3段階の開始（2036年度）までに、再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲り渡す計画であり、同2号機の使用済燃料については、標準的な運転ケース（13か月運転＋定期検査3か月）を仮定した場合であっても、再稼働後、10年程度は燃料プールが満杯になることはないとしている。なお、使用済燃料対策は中国電力と国が責任をもって進めている。

【県の取組状況】

- 1 本県は原発の再稼働に関係なく、原子力防災対策を行っている。本県の地域防災計画・避難計画では、原子力災害における複合災害を想定しており、原子力防災訓練等で実効性向上に努めている。また、本県は中国電力との安全協定に基づき島根原発2号機の安全について継続的に確認しており、新規制基準合格後も安全の確認を行っている。
- 2 能登半島地震を受け、本年4月に県は、国（原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省）及び中国電力に対し、島根原発2号機の審査結果の妥当性及び避難計画の実効性について申入れを行い、同年8月に島根原発2号機の審査結果は引き続き妥当であること、「島根地域の緊急時対応」は引き続き実効性に変わりがないとの回答を得た。
- 3 その上で、これら回答内容について、原子力安全顧問により専門的観点から確認した結果、これら回答が妥当なものであるとの意見を聴取している。
- 4 今後、原子力安全顧問、住民、米子市及び境港市、県議会の意見も踏まえ、中国電力に対して島根原発2号機の安全対策について意見を述べていく。
- 5 エネルギー政策は国の専管事項であり、国と中国電力において安全性を前提とした供給を第一とし、経済効率性、環境への適合が図られるものであるが、引き続きその議論の状況を注視していく。